



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第 19 回社会保障審議会年金部会

平成 26 年 1 月 23 日

参考資料 1

Press Release

報道関係者 各位

平成 25 年 1 月 24 日

【照会先】

年金局 事業管理課

(法令関係)

課長補佐 安里 賀奈子(内線 3576)

(国民年金関係)

課長補佐 尾山 将(内線 3661)

(厚生年金保険関係)

課長補佐 西崎 勝己(内線 3644)

(直通電話) 03(3595)2811

平成26年度予算案等における国民年金保険料収納対策等について

このほど、標記について別添のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

本資料には、国民年金保険料の納付率向上策、厚生年金の適用促進策及び国民の利便性向上策にかかる予算措置や法令面の整備について、当面、実施を予定している内容を整理しています。

平成26年度予算案等における 国民年金保険料収納対策等について

厚生労働省年金局事業管理課

国民年金保険料の収納対策及び厚生年金の適用対策の 取組強化に要する経費

192億円（40億円）

※（ ）は、平成25年度予算額である。

以下は、平成25年12月13日にとりまとめられた「社会保障審議会 年金部会 年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会報告書」を踏まえ、実現に向けた予算措置や法令面の整備について、当面、実施を予定している内容を整理したものである。

1. 国民年金保険料の納付率向上策 92.6億円（18.3億円）

(1) 督促の促進及び強制徴収体制の強化 53.5億円（9.8億円）

- ・高所得であり長期間保険料を滞納している者を対象に強制徴収を徹底【予算】

保険料滞納者に対しては、これまでも強制徴収の取組は行ってきたが、今後は、滞納者すべてに対する督促を目指す。まずは、滞納者の所得などによって一定の基準を設け、繰り返しの納付督促に応じない場合には、必ず督促を実施する。平成26年度においては、所得400万円以上かつ未納月数13月以上すべての滞納者に督促を実施する（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差し押さえ等の手続きに入る）。

(2) 徴収コストの滞納者負担（延滞金等）のあり方

- ・延滞金の利率の引き下げの検討【法令】

滞納した保険料にかかる延滞金の利率について、現下の低金利の状況を踏まえ、延滞税の利率設定を参考にしつつ、引き下げを検討する。

【参考】現行の延滞金及び延滞税の利率

※ 延滞金の利率 年 14.6%（納期限から3か月以内：年 4.3%）

※ 延滞税の利率 年 9.2%（納期限から3か月以内：年 2.9%）

(3) 免除等における申請主義の見直しについて

・免除申請の運用の改善の検討【法令】

現行の保険料免除手続は申請書の提出を必要としているため、客観的には免除の要件に該当しているにもかかわらず、申請のわずらわしさから手続をとらない方が多数いると考えられる。このため、所得情報等から免除基準に該当する可能性が高いと判定できる方に対して、被保険者本人の申請意思を簡便な方法で確認できるような仕組みを設けることを検討する。

(4) 年金保険料の納付機会の拡大について

・国民年金保険料の事後的な納付の機会の付与の検討【法令】

保険料の納付可能期間は2年であるが、これは税(5年)と比べて短く、また、納付率が低い現状も踏まえ、時限的な措置として、経済的な都合等により2年を過ぎてから納付しようという意思のある者に対して、モラルハザードに留意しつつ、事後的な納付の機会を設けることを検討する。

・若年者納付猶予制度の対象年齢の見直しの検討【法令】

国民年金保険料の納付猶予制度は、平成37年7月までの時限措置として、30歳未満の被保険者に係る国民保険料の納付を猶予するものであるが、若年層に限らず幅広い年齢層において非正規雇用労働者が増加していること等を踏まえて、若年者納付猶予制度の対象年齢を見直すことを検討する。

(5) 確実かつ効率的な収納体制の強化

20. 3億円(2.7億円)

・日本年金機構の管理体制の強化【予算】

国民年金保険料の納付状況や収納対策の取組状況にかかる計数の把握や分析を充実させるための収納支援システム等の拡充を図る。

・市場化テスト事業の改善【予算】

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、未納者に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を包括的に民間委託して実施している。この市場化テスト事業について、納付率の改善に結び付く適切な督促方法等を検証するため、一部の年金事務所において、納付督促の頻度及び戸別訪問員の配置を工夫するモデル事業を実施する。

・市町村に対する口座振替促進手数料の見直し【予算】

市町村の窓口等において口座振替の利用を案内し、被保険者から口座振替の申込書を受理した場合には、事務取扱手数料として交付金を交付しているが、その単価を1件100円から500円へ引き上げる。

・ **金融機関に口座振替の募集を依頼【予算】**

新たに、金融機関窓口等において口座振替の利用を案内し、被保険者から口座振替の申込書を受理した場合に手数料を支払う事業を、協力が得られる一部の金融機関においてモデル的に実施し、費用対効果を検証する。

・ **年金事務所職員が収納できる範囲の拡充の検討【法令】**

年金事務所職員による保険料の収納が可能な範囲の拡充を検討する。

(6) 関係行政機関との連携強化

17.6億円(5.8億円)

・ **市町村との情報連携に係る環境の整備【予算】**

保険料の免除勧奨等に必要所得等の情報を市町村から提供を受けた場合には、事務取扱手数料として交付金を交付しているが、より確実に市町村から提供が受けられるよう、交付金単価を1件30円から115円へ引き上げる。

・ **学生納付特例事務法人に対する手数料の見直し【予算】**

学生納付特例事務法人制度は、厚生労働大臣の指定を受けた大学等において、在籍する学生から国民年金保険料の学生納付特例申請の委託を受けることができる制度であるが、この利用を促進するため、学生納付特例事務法人に対する手数料単価を1件30円から500円へ引き上げる。

・ **学生納付特例事務法人制度の改善の検討【法令】**

現行では、学生納付特例事務法人が学生納付特例の申請を受理してから年金事務所に提出するまでの間に、障害事故が発生した場合には障害年金が支給されない等の問題がある。このような学生に不利益が生ずるような事態を防ぐために、制度を改善することを検討する。

(7) 雇用形態など社会経済の変化への対応

1.1億円(0億円)

・ **従業員の国民年金保険料の納付を事業主が受託代行できる仕組みの検討【法令】**

国民年金第1号被保険者に占める臨時・パートや常用雇用などの従業員の割合が増加していることを踏まえ、事業主の協力が得られる場合に、従業員が事業主を通じて賃金から国民年金保険料を納付できる任意の仕組みを設けることを検討する。なお、実施する場合には、他の納付受託機関との並びを考慮した事務手数料を支払うことも検討する。

・ **事業主との連携強化によるパート等従業員に対する制度周知【予算】**

日本年金機構職員が、国民年金第1号被保険者であるパート等労働者が多く勤務する事業所を訪問し、従業員等に対する国民年金制度周知、口座振替納付の勧奨及び従業員の家族に係る免除・猶予制度の周知活動を行う。

(8) 公的年金制度に対する理解の促進

0.08億円(0億円)

・納付促進に係る映像資料等の作成・活用のモデル実施【予算】

特に国民年金保険料の未納者が多いと言われる若年層の納付率向上策の一環として、年金制度への理解の一助となる映像資料を作成するとともに、当該資料を用いた情報発信を行い、公的年金に対する理解、納付意欲等に関する効果を測定するモデル事業を実施する。

2. 厚生年金の適用促進策

99.6億円(22.1億円)

(1) 把握した適用調査対象事業所の加入指導等への集中的な取組【予算】

法人登記簿情報の活用により把握した適用調査対象事業所に対する加入指導等(※1)に、今後5年間で集中的に取り組む。

また、法人の休業中・廃業済等の情報を把握し、より効率的な適用事務を行うため、国税庁に対して稼働中の法人に関する情報の提供を依頼する。

(※1)民間事業者の活用を含め、適用調査対象事業所の調査等を通じて厚生年金に加入すべき事業所であるかを把握し、把握した事業所に対しては加入勧奨や加入指導を順次実施。

(2) 平成24年度に掲げた目標達成のための加入指導等【予算】

厚生年金の適用対策の目標(※2)を達成するため、適用調査対象事業所に対して加入指導を順次実施し、適用届を提出しない事業所については立入検査を実施し、職権による適用を行うなどの取り組みを確実に進める。

(※2)平成23年度末時点の適用調査対象事業所(約24.6万)を3年以内に半減。

3. 国民の利便性向上策

・住民税の申告義務が無い方の免除申請手続の簡素化の検討【法令】

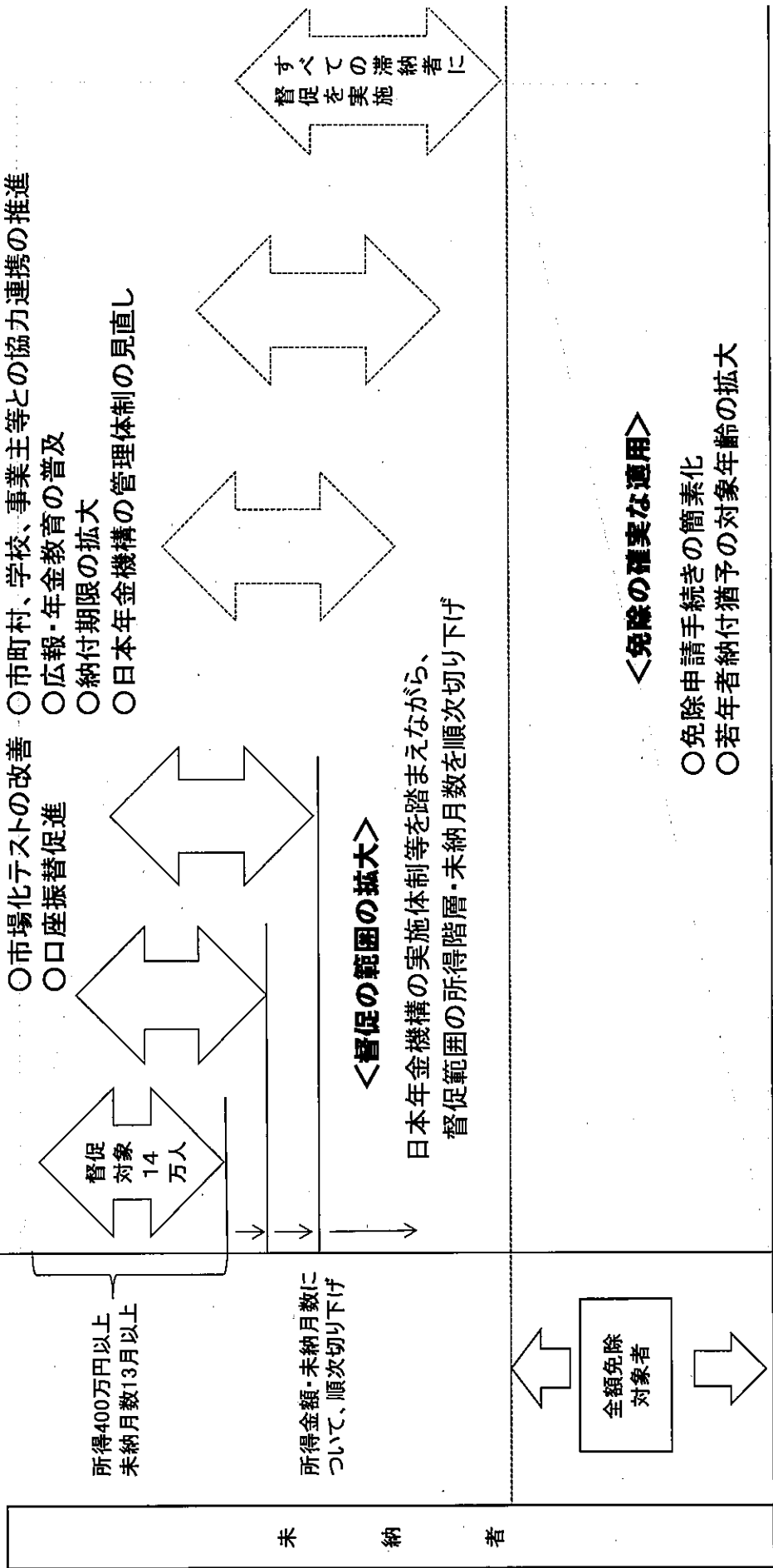
住民税の申告義務が無い方(※3)からの保険料の免除申請については、市町村からの情報提供により所得が申告されていないことの確認が可能であること等を踏まえ、所得を証明する書類の提出を不要とするなど、申請手続きの負担の軽減を図る。

(※3)地方税法第317条の2により、市町村民税の申告義務について、所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち市町村の条例で定める者については、申告を要しないこととされている。

国民年金保険料の徴収対策の今後の展開

目指すべき将来像

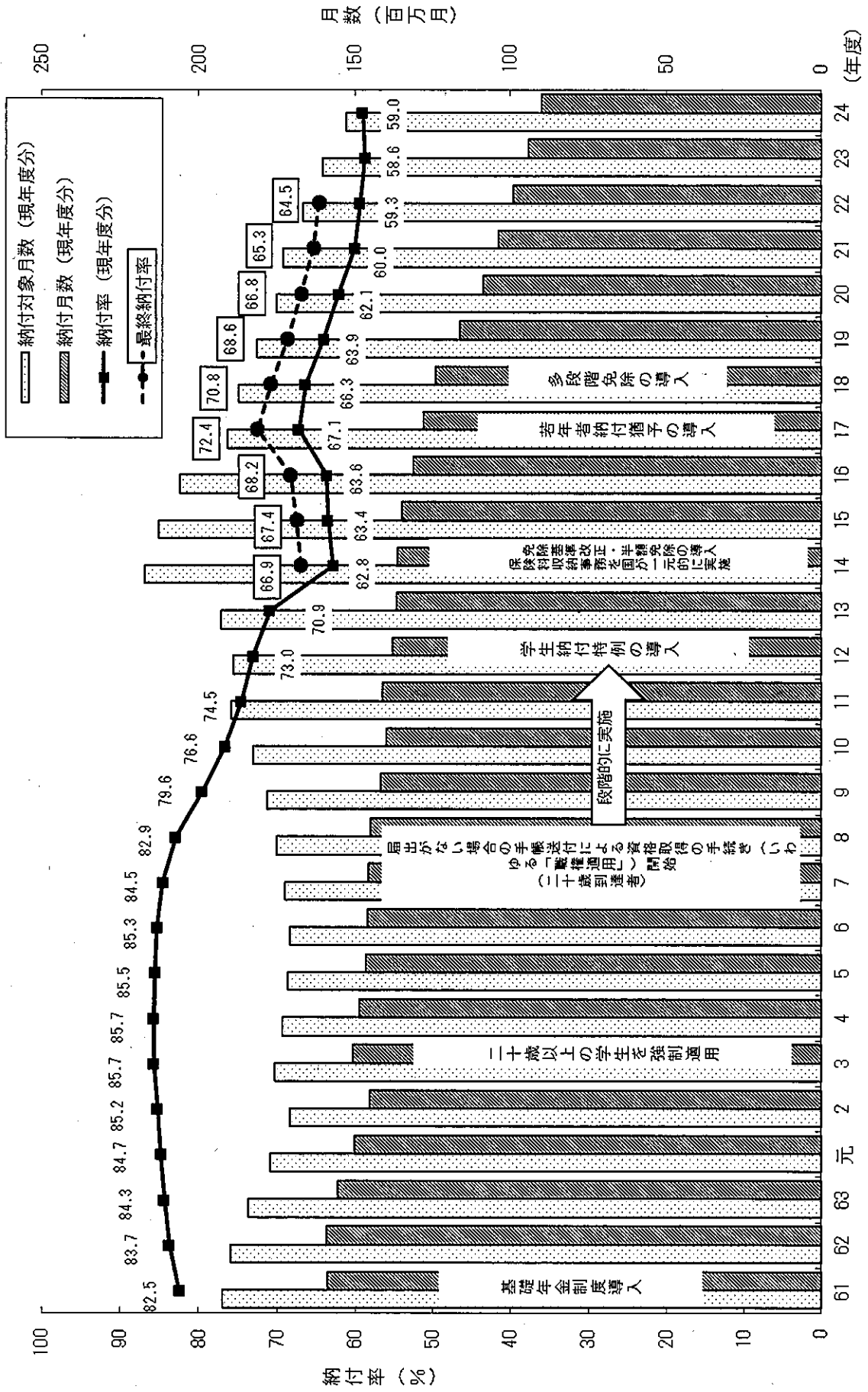
保険料を負担すべき者すべてに督促の範囲を拡大すると同時に、低所得者には確実に免除を適用することにより、恒常的な未納者をなくし、納付率の大幅な向上を実現



H26'

* すべての滞納者に督促することを前提に、今後の督促の範囲の拡大について、来年度、スケジュールを策定する。

国民年金保険料の納付率等の推移



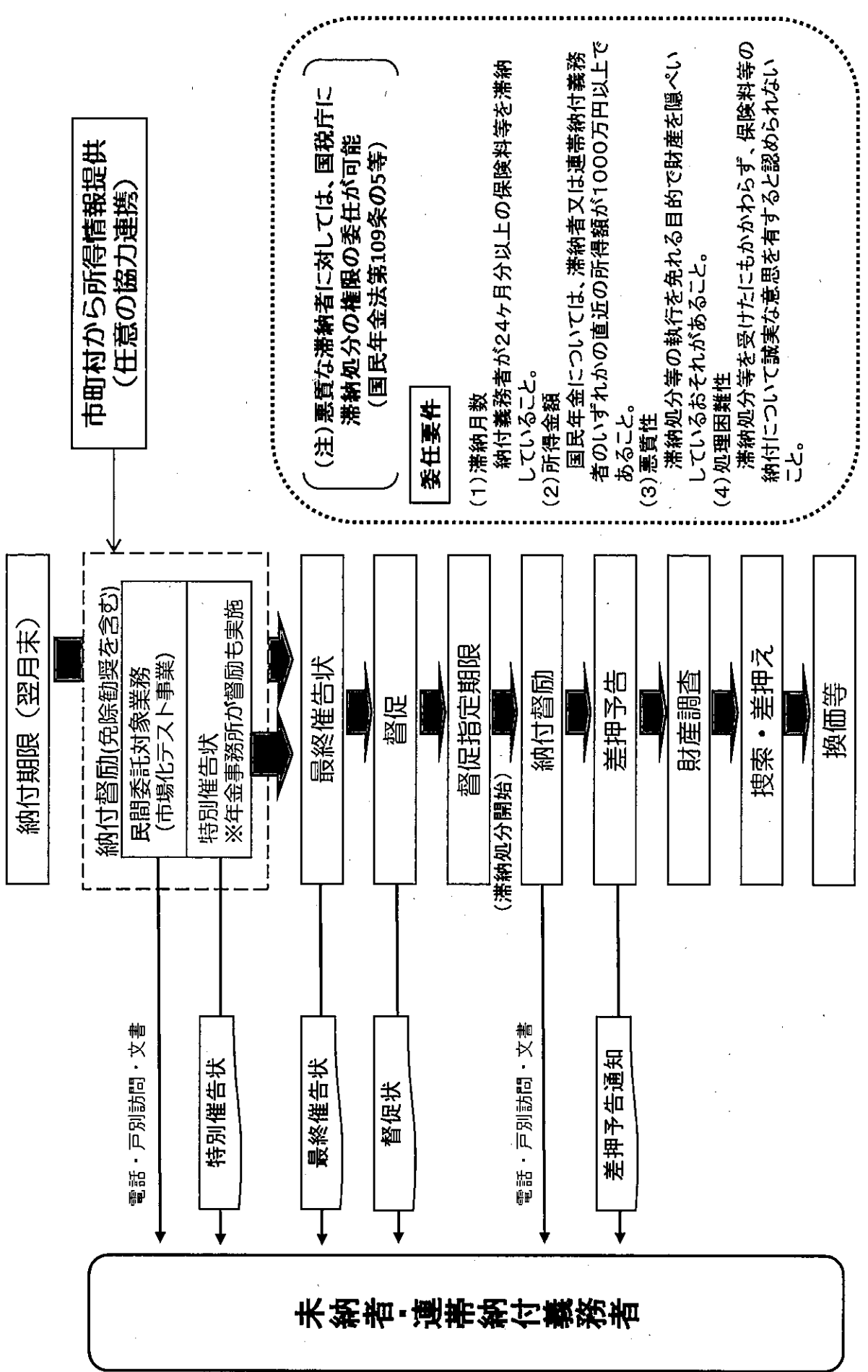
(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

収納対策のスキーム（概念図）



普及・啓発活動等
○ 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進 ○ねんきん定期便等、さめ細かい情報・サービスの提供

国民年金保険料未納者に対する対応



厚生年金等の適用・徴収の状況

- 平成24年度末時点の適用事業所数は175.8万事業所、適用調査対象事業所数は38.8万事業所である。
- 平成24年度の厚生年金保険料の収納率は98.1%である。(※過年度分を含む)

適用状況の推移

(年度末現在)

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
適用事業所数	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
被保険者数	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
適用調査対象事業所数	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	387,840

保険料収納率等の推移

指標名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保険料決定額 (過年度分を含む) ①	厚生年金保険	212,612	222,672	230,627	226,940	232,430	239,581	246,116
	協会管掌健康保険	67,752	69,251	68,052	65,480	74,985	76,722	81,192
	船員保険	670	659	655	596	387	378	374
保険料収納額 (過年度分を含む) ②	厚生年金保険	209,834	219,690	226,905	222,409	227,253	234,699	241,549
	協会管掌健康保険	66,403	67,759	66,181	63,194	72,243	74,074	78,653
	船員保険	621	615	611	551	344	341	340
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	98.7	98.7	98.4	98.0	97.8	98.0	98.1
	協会管掌健康保険	98.0	97.8	97.2	96.5	96.3	96.5	96.9
	船員保険	92.6	93.3	93.3	92.4	88.9	90.1	91.0

